

浄化槽法改正の必要性

背景

- 清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。
- 「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現する**浄化槽法改正**が必要。

単独処理浄化槽の転換

- 定期検査等で補修・交換が必要な単独浄化槽について、合併処理浄化槽への転換命令権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた転換に支援）

上部破損



- 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）
- 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性

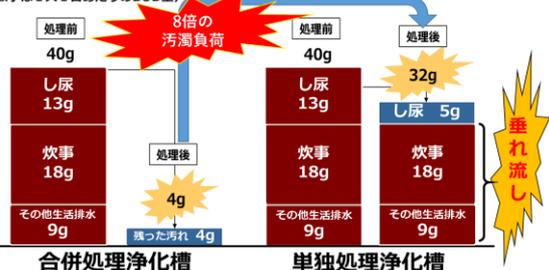
単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去 合併浄化槽設置 配管工事

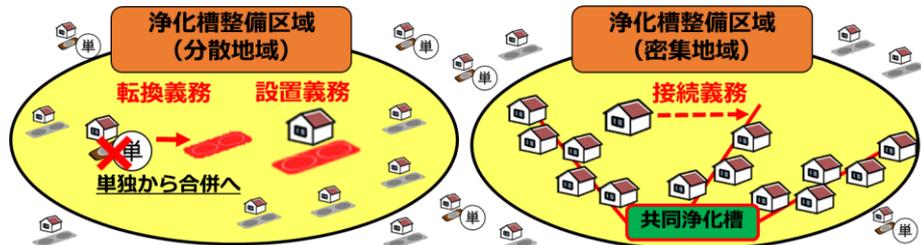
- 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

（数字は1人1日あたりのBOD量）



- 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。生活雑排水は垂れ流し

- 市町村の浄化槽整備区域内の単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、市町村が設置する浄化槽の使用・接続を義務化



浄化槽の管理の向上

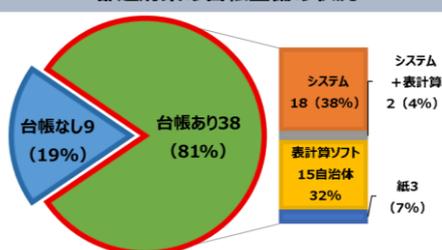
- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び休止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

浄化槽台帳システムのイメージ

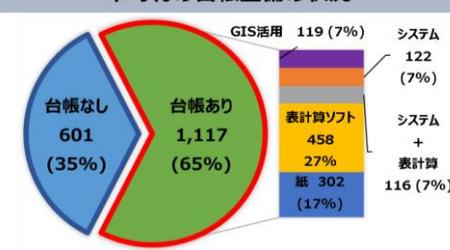


- 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かな管理・指導が可能
- 浄化槽管理の更なる適正化を推進
- 関係者の連携による精度の向上が必要

都道府県の台帳整備の状況



市町村の台帳整備の状況



- 約20%が台帳未整備
- システムによる台帳管理は約40%

- 約35%が台帳未整備
- GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 保守点検業の登録更新制度において浄化槽管理士の質の確保を要件化



- 浄化槽の性能の高度化に伴い、高い維持管理技術が求められる
- 保守点検業の登録更新時に研修会受講等浄化槽管理士の質を確保策を要件化